

北九州東労働基準監督署発表
令和6年7月11日(木)

報道関係者 各位

担
当

北九州東労働基準監督署
副署長 大津 勝弥
第二方面主任監督官 時枝 秀行
(代表電話) 093-561-0881

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 機械運転中に点検作業をさせたもの～

北九州東労働基準監督署(署長 小川晋一郎)は、本日、ホクザイ運輸株式会社及び同社工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年9月20日、北九州市小倉北区西港町にあるホクザイ運輸株式会社第一工場内において、移動式破砕機に係る点検作業を、機械の運転を停止せずに行わせたもの。

1 被疑者

(1) ホクザイ運輸株式会社

所在地: 北九州市小倉北区西港町

事業内容: 貨物自動車運送業等

(2) 同社工場長(60歳)

2 違反条文

ホクザイ運輸株式会社、工場長ともに、労働安全衛生法違反

同法第20条第1号(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第107条第1項(掃除等の場合の運転停止等)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 労働災害の概要

令和5年9月20日、北九州市小倉北区西港町に所在するホクザイ運輸株式会社第一工場内において、労働者に木材を破砕するための移動式破砕機の運転を停止させずに点検作業を行わせていたところ、同機械に付属するベルトコンベヤーが不意に作動したため、労働者が約4メートルの高さまで運ばれた後、地上に墜落し死亡するという災害が発生しました。

4 違反内容

労働安全衛生法では、機械の運転中に機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合は、機械の運転を停止しなければならないことが規定されていますが、災害発生時、機械の運転を停止せずに、労働者に点検作業を行わせたものです。

関係条文

- ・ **労働安全衛生法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

- ・ **労働安全衛生規則第 107 条第 1 項（掃除等の場合の運転停止等）**

事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

- ・ **労働安全衛生法第 119 条（罰則）**

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一（前略）第 20 条（中略）の規定に違反した者

- ・ **同法第 122 条（両罰規定）**

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（中略）第百十九条（中略）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。